

天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第33号

天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則（平成27年12月天理市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「添付して」を「添付するとともに、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を提供し、又は資格確認書等を添付する方法により高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者であることの確認を受けたうえ、」に改め、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第4条第1項中「申請書に第2条第1項に規定する書類等を添えて」を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 第2条の規定は、前項の規定による更新申請があった場合について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受理した場合において、条例第2条に規定する要件に該当しないと認めるときは、その理由を付し、重度心身障害老人等医療費助成交付申請却下通知書を交付するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく被保険者証の交付を受けている者で、この規則による改正後の天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第2条第1項に規定

する方法をとることができない場合は、当該被保険者証の有効期間の満了の日までの間は、同条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。